

# 第22期愛知海区漁業調整委員会

## 第18回会議議事録

令和5年8月9日  
海区漁業調整委員会委員室



日 時	令和5年8月9日（水）午後4時00分から午後4時50分まで			
場 所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議 題	第1号議案 漁業の免許申請について（諮問） 第2号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の策定について（諮問） 第3号議案 うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問） 第4号議案 渥美外海板びき網漁業許可の条件の付加について（諮問） 第5号議案 区画漁業に関する委員会指示について（指示）			
出 席 委 員	山下三千男	鈴木 惣和	山本 昌弘	中根 静夫
	小林 俊雄	榎原 満男	吉田 和広	鈴木 敏且
	鈴木 輝明	小林 清和	岩田 靖宏	長谷川桂子
欠 席 委 員	黒田 勝春	稻垣 芳樹	吉武 正康	
事 務 局 職 員		書記長	鈴木 照夫	
		主査	黒田 拓男	
		非常勤職員	井上 容子	
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監		岡本 俊治	
	水 産 課	課 長	柴田 晋作	
	"	担当課長	坂口 泰治	
	"	課長補佐	大橋 昭彦	
	"	課長補佐	荒川 哲也	
	"	技 師	和地 柚貴	

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案から第5号議案の以上7種類と、本日机上に配布した第2号議案に係る資料3つでございます。</p> <p>過不足はございませんでしょうか。</p>
	<p>[資料確認]</p> <p>それでは、ただ今から第18回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>第18回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>さて、今年2月の山下金次委員の辞任に伴い、新たに鬼崎漁協の鈴木敏且組合長さんが選任されました。</p> <p>鈴木委員には、後ほど御挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>本日は、議案5件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>会長からも御紹介がありましたが、7月19日委員に選任されました鈴木敏且委員から、一言御挨拶をお願いいたします。</p>
委員（鈴木敏且）	<p>こんにちは。鬼崎漁業協同組合組合長の鈴木敏且です。</p> <p>精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>

事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。</p>
水産振興監	<p>第18回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、また大変お暑い中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>新たに選任された鈴木敏且委員におかれましては、今後は海区委員としても、水産行政に御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
	<p>さて、夏本番となりまして猛暑が続いています。幸いながら、海の関係ではこの暑さの大きな影響というものは聞いておりませんが、6月2日の集中豪雨によりまして、豊川河口のアサリが減ってしまいまして、未だ特別採捕が出来ていない状況にあります。</p> <p>今後は、引き続き水産試験場が資源状況の調査を行い、アサリ稚貝の成長に合わせて特別採捕の許可について検討してまいります。</p> <p>本日の議題は、長らく御審議いただいておりました漁業権の免許の更新を含め、議案5件と伺っております。</p> <p>慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員15名のうち、12名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。</p>

会長（山下）	<p>私が議長を務めますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、中根委員、小林俊雄委員にお願ひいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「漁業の免許申請について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（黒田）	<p>第1号議案「漁業の免許申請について」を御説明いたします。</p> <p>漁業の免許申請があった時は、知事は海区漁業調整委員会の意見を聞く旨が漁業法の規定にございますので、今般、貴委員会の御意見を伺いたく質問するものでございます。</p> <p>資料1ページを御覧ください。質問文を朗読いたします。</p> <p>「質問文朗読」</p> <p>資料13ページ、14ページが5月1日に水産課ウェブページにて掲載した内容でございまして、15ページ以降が海区漁場計画でございます。</p> <p>共同漁業につきましては、資料16ページの共第1号から、資料44ページの共第156号まで、区画漁業につきましては、資料45ページの区第101号から、資料68ページの区第336号まででございます。</p> <p>資料10ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、関係法令を抜粋した参考資料でございます。</p> <p>漁業法第71条を御覧ください。</p> <p>今回ありました申請が、免許をしない場合に該当するかでございますが、第1項第3号及び第4号につきましては該当ありませんので、下線部でお示ししました第1号「申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき」及び第2号「海区漁場計画の内</p>

容と異なる申請があったとき」に基づき判断することとなります。

資料 2 ページを御覧ください。

こちらは、提出のあった免許申請を整理した表でございます。

資料 2 ページから 6 ページが共同漁業、資料 7 ページから 9 ページが区画漁業に関する内容でございます。

左から公示番号、申請者、カッコ内は共同申請者、申請書、添付書類、総会の特別決議、適格性の有無を示してございます。

申請手続きの欄につきましては、内容が適當である場合は○、不適當である場合は×としております。

公示した共同漁業の全 156 漁業権及び区画漁業の全 96 漁業権に対する免許申請につきましては、いずれの漁業権に対しても 1 件の申請でございました。

申請書、添付書類、総会の特別決議につきまして、内容を確認しましたところ、いずれの申請も適當と認められるものでありまして、海区漁場計画の内容と異なる申請はございませんでした。

続いて、申請者の適格性の要件につきまして御説明いたします。

資料 11 ページの上段、第 72 条第 2 項を御覧ください。

団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ定めるとしております。

第 2 項第 2 号を御覧ください。

共同漁業権の適格性につきましてはこちらに該当し、組合員のうち関係地区内に住所を有し、1 年に 90 日以上、沿岸漁業を営む者の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の 3 分の 2 以上である組合に適格性があるとしております。

第 2 項第 1 号を御覧ください。

	<p>区画漁業権のうち、現在の内容と概ね等しい区画漁業権の適格性につきましてはこちらに該当し、組合員のうち関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上である組合に適格性があるとしております。</p> <p>区画漁業権のうち、現在の内容と異なる、いわゆる新規漁業権の適格性につきましては、共同漁業権と同じく、第2項第2号の規定に基づき判断するとしております。</p>
資料2ページにお戻りください。	
各申請者につきまして適格性を確認しましたところ、右端の「適格性の有無」の欄のとおり、いずれの申請についても、漁業法第72条第2項の要件を満たすものでございました。	
説明は以上となります。	
今回の免許申請の内容につきまして、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。	
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（多数）	<p>質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議無し)</p>
会長（山下）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。意見無しとすることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	(挙手全員)
会長（山下）	ありがとうございました。

挙手全員と認め、「漁業の免許申請について」は意見無しとします。

次に、第2号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の策定について」水産課から説明をお願いします。

水産課（荒川）

第2号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の策定について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読します。

#### 「諮問文朗読」

今年2月に本委員会で御承認いただきましたうなぎ稚魚漁業が知事許可漁業となる漁業調整規則の改正が今年の10月1日に施行されることに伴い、漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びうなぎ稚魚漁業の取扱方針を策定する必要があるために諮問するものです。

資料3ページを御覧ください。

1の経緯及び目的につきまして、令和2年12月の漁業法改正によりしらすうなぎが特定水産動植物に指定されました。同法施行規則による3年間の経過措置を経て、令和5年12月1日以降、漁業の許可等に基づくものを除いて採捕禁止となります。

本県ではうなぎ養殖業が盛んであり、従前から養殖用種苗の確保を目的とした特別採捕許可によるうなぎ稚魚の採捕が県内河川や海面において行われてきましたが、今回の法改正で、この種苗の確保を目的とした特別採捕許可による採捕ができなくなります。

本県うなぎ養殖業へのしらすうなぎ供給のため引き続き採捕ができるよう、令和5年3月に県漁業調整規則を改正し、知事が許可

する漁業として「うなぎ稚魚漁業」を追加いたしました。

今回、新たに追加した漁業の許可を行うため、うなぎ稚魚漁業に係る各漁業種類の取扱方針の策定及び、関連する漁業の許可又は起業の認可方針の改正を行うものでございます。

2の改正等の主な内容につきましては、(1)のうなぎ稚魚漁業の許可取り扱い方針の策定のうち、海面での操業を含むア及びイと(2)の漁業の許可又は起業の認可方針の改正について御説明します。

(1)につきましては、資料4ページを御覧ください。

下段は現行の方針となっております。従来のしらすうなぎ特別採捕許可方針を元に新たな許可取り扱い方針を上段28から30の新方針として定めます。

次に漁業種類ごとの取り扱い方針の案について御説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

うなぎ稚魚たも網漁業につきまして、表の左欄に方針案、右欄には参考となる事項を載せてございます。方針の構成としては他の漁業許可と同様しております。

第1の趣旨では漁業種類の説明をしております。

第2の許可等する場合は、しらすうなぎの採捕という特殊性から他の許可より漁業秩序や調整が重要であることから特に規定しております。

第3では制限措置を規定します。

(2)の許可をすべき数は6人以内としております。これは従来のたも網による特別採捕許可の許可者の数を反映したものとなっております。

(3)の操業区域につきましても、従来の特別採捕許可の内容を反映したものとなっております。

(4)の漁業時期につきましては、これまで資源保護の意識向上のために設定していた毎月5日の休漁日を資源管理が十分浸透し

たと判断したことから廃止します。許可化にあたりさらなる資源保護のため、従前の漁期の始期と終期それぞれ5日を短縮した期間となっております。

(5) では他の許可漁業と同様に漁業を営む者の資格を規定します。

第4では許可の条件を規定します。

(1) の漁具は火光利用を含むたも網とします。

(2) では、これまで指導としてきた船舶や浮桟橋からの採捕禁止を反映させ、陸岸以外からの採捕を禁止します。

(3) では、採捕する者について規定します。

(4)、漁業従事者証につきましては、資料6ページに続きます。これまで携帯のみの規定でしたが、許可者との関係を明確にするため、許可を受けた者が従事者証を作成すること、県の確認を受けることを規定します。

(6) はうなぎ養殖業における池入割当量の管理のため必要がある場合に採捕を停止できるよう規定します。

(7) は採捕量の報告等を国へ提出する必要があるため、特に規定するものです。

第5では漁業従事者の資格を規定します。

第6の漁業従事者の数につきましては、過度に増加しないよう、第1位の者は最初に許可された漁業の許可の範囲と規定します。初回許可は、令和4年度に特別採捕許可された人数以内と附則で読み替えを行います。

1位以外の者につきましては、漁業従事者の数を増やさないために前年度の漁業従事者数の合計から第1位の者が申請した人数を除いた数以内と規定します。

第7では申請書添付書類について規定しております。

次に資料12ページを御覧ください。うなぎ稚魚待網漁業の許可等に関する取扱方針案につきまして、表の左欄を御覧ください。時間の都合もございますので、以降は主要な事項について絞り、御説

明いたします。

第3の制限措置、(2)の許可をすべき数は操業区域につき、それぞれ定めています。許可者の数は、これまでの待網による特別採捕許可数を反映したものとなっております。

(3)の操業区域は、従来の特別採捕許可の採捕区域を反映しております。このうち、アが共同漁業権共第84号区域内となっており、矢作古川では旧名鉄三河線矢作古川橋梁下流端から、矢崎川では国道247号線吉田橋下流端から下流の海面となっております。

資料13ページを御覧ください。

(4)の漁業時期は、先ほどのたも網漁業と同様の考え方で、操業区域ごとに従前の漁期の始期と終期それぞれ5日を短縮した期間となっております。

第4では許可の条件を規定します。

(1)で使用する漁具を待網に限ると規定しております。また、袖網及び袋網の長さの上限を定めております。袖網の長さにつきましては許可方針等の内容を反映し、袋網の長さにつきましては、これまで従事者ごとに異なる長さを定めておりましたが、漁期を短縮することで資源管理の強化を行うことから、各区域で使用されている最も長い袋網の長さを上限として統一します。

第5の漁業従事者の資格につきましては、特別採捕許可方針等の内容を反映し、漁業者であること、第3(3)アは共同漁業権漁場共第84号内の操業となるため、漁業権者の承諾をあらかじめ受けた者でなければならないと規定します。

取扱方針の主要な事項の説明は以上です。

次に資料24ページを御覧ください。

漁業の許可又は起業の認可方針の改正について、表左欄に案を記載しております。第4の別表にうなぎ稚魚漁業が追加されます。

次に資料25ページを御覧ください。

附則1につきまして、うなぎ稚魚漁業を追加した規則改正の施行日に合わせて許可方針の施行日を10月1日としております。

	<p>2につきましては、漁業の許可又は起業の認可方針の第5において許可又は起業の認可の優先順位を定めており、第1位は現に当該許可を受けている者が当該許可の有効期間の満了のため改めて申請した場合と規定されております。</p> <p>今回、特別採捕許可から漁業許可へ移行するにあたり、従来特別採捕許可で採捕を行っていた者が第1位となるように読み替えを規定するものです。</p> <p>資料3ページにお戻りください。</p> <p>3、水産資源の保護培養及び漁業調整上の支障の有無につきまして、本改正等は漁業法改正に伴うものであり、採捕実態に変更は生じないよう、その内容は現状の特別採捕許可を引き継ぐ方針であること、関係する漁業協同組合等から了承を得ていることから、支障はないと考えております。</p> <p>説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（多数）	<p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議無し)</p>
会長（山下）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	<p>(挙手全員)</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「漁業の許可又は起業の認可方針の改正及びう</p>

なぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の策定について」は原案どおり適当と認めることといたします。

次に、第3号議案の「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

水産課（荒川）

第3号議案うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

質問文を朗読いたします。

#### 「質問文朗読」

漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。

先ほど御審議いただきましたうなぎ稚魚漁業のうち、海面で操業を行うたも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について質問するものでございます。

資料3ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。

1のうなぎ稚魚たも網漁業について御説明いたします。

制限措置の内容につきましては、(1)漁業種類、(2)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数はこれまでの特別採捕許可の許可者と同じ6人としております。(3)操業区域は、伊勢湾、三河湾、渥美外海及び共同漁業権区域を除く県内河川となっております。

(4)漁業時期は12月21日から翌年4月25日まで、(5)漁業を営む者の資格は県内に住所を有するものとしており、先ほど御承認いただいた許可方針と同じでございます。

	<p>申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第 11 条第 2 項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和 5 年 10 月 6 日金曜日午前 8 時 45 分から令和 5 年 11 月 6 日月曜日午後 5 時 30 分までの 1 か月としております。</p> <p>次に 2 のうなぎ稚魚待網漁業につきまして、制限措置の内容は、(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、(3) アが共同漁業権共第 84 号内となり、これまでの特別採捕許可の許可者と同じ 1 人としております。</p> <p>資料 4 ページを御覧ください。</p> <p>(4) 漁業時期は操業区域が共第 84 号内となる (3) アについては 12 月 21 日から翌年 3 月 26 日まで、(5) 漁業を営む者の資格は県内に住所を有するもの、操業区域が共第 84 号内となる (3) アについては当該漁業権者の承諾をあらかじめ受けたものとしており、先ほど御承認いただいた許可方針と同じでございます。申請すべき期間につきましては、1 のうなぎ稚魚たも網漁業で御説明した内容と同じでございます。</p> <p>最後に、参考として 5 ページ以降には、申請を受けるにあたり県 web ページ上で公開される公示文の案を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（鈴木輝明）	<p>うなぎ稚魚たも網漁業の操業区域に、伊勢湾、三河湾、渥美外海及び県内河川（第 5 種共同漁業権区域を除く）とありますが、第 5 種共同漁業権区域とはどこを指しますか。</p>
水産課（荒川）	<p>県内河川の第 5 種共同漁業権区域全てです。</p>

会長（山下）	他に質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	(異議無し)
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。
	次に、第4号議案の「渥美外海板びき網漁業許可の条件の付加について」水産課から説明をお願いします。
水産課（大橋）	第4号議案「渥美外海板びき網漁業許可の条件の付加について」説明させていただきます。 最初に、今回、諮問の根拠となった渥美外海板びき網漁業の許可方針について改正当時の経緯について説明させていただきます。 平成23年に渥美外海板びき網漁業が制度化され、秩序維持に努めて参りましたが、平成28年頃に禁止ラインを越えて操業する違反が頻発するようになりました。 以前から、水産庁からは秩序維持対策として、位置情報記録装置の取付等の指導があった中、平成29年6月に愛知県外海底びき網漁業協会より、禁止ラインを越えて操業した違反者に対して、簡易型船舶自動識別装置（通称AISと呼ばれるものです）の搭載を義務づけるよう県に要望がありました。

これらのことと踏まえて県は、平成 29 年 7 月に、渥美外海板びき網漁業及び改良備前漁業の許可方針について、禁止ラインを越えて操業した違反者に対して簡易型船舶自動識別装置の搭載を義務づけるように改正することを貴委員会へ諮問し承認をいただき、同年 9 月に改正しております。

なお、水産庁及び三重県に対しても、この秩序維持対策について説明しています。

次に、今回の諮問に至った違反について説明させて頂きます。資料 4 ページ参考資料を御覧ください。

誠に遺憾なことでありますが、令和 5 年 5 月 10 日の午前 5 時 40 分頃、渥美外海板びき網の漁船が禁止ラインを約 350m 越えたところで操業していたところを三重県取締艇「はやせ」に現認・検挙される事案が発生しました。

本県は、三重県から事務を引継ぎ、違反者に対する行政処分等の事務を進めており、7 月 25 日に、今回の漁業法令違反に係る聴聞を開催しています。

聴聞に当事者の出席はなく、不利益処分の原因となる事実に対する当事者からの主張はなかったので、県として違反事実を認め行政手続を進めています。

この違反を行った漁業者への処分の規定としては、停泊処分の命令の他に、資料 3 ページ下段を御覧ください。

「渥美外海板びき網漁業の許可等に関する取扱方針」の第 4 において、「(1) 簡易型船舶自動識別装置を船舶に搭載する」等の項目を許可の条件へ付して、許可証を書き換えて交付するとの規定があります。

また、資料上段では、許可後に条件を付するには、愛知県漁業調整規則第 13 条第 2 項で、海区漁業調整委員会の意見を聞くことがあり、今回、諮問するものであります。

資料 1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「詰問文朗読」

資料2ページを御覧ください。

今回、違反者の許可証に付加する条件の項目を記載しております。

1、簡易型船舶自動識別装置を船舶に搭載すること。

これは簡易型船舶自動識別装置、通称 AIS と呼ばれる装置の搭載を義務づけるものです。

2、搭載した簡易型船舶自動識別装置は、当該許可の漁具を搭載しての航行及び操業する期間中において、常に自船位置が特定できるよう正常に作動（送信）すること。

これは、操業中もしくは漁具を搭載しての航行中は、常に AIS を作動させるよう義務づけるものです。

3、簡易型船舶自動識別装置の搭載・作動・撤去等に係る一切の費用は、当該許可を受けた者が負担すること。

これは、設置等に係る費用は許可受有者が負担することを規定するものです。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（山本）

確認ですが、あくまでも漁業者の方、外底協会から申し出があり、このような取扱方針を入れたということですね。

水産課（大橋）

はい、当時外底協会さんから要望いただきまして、このような改正になったという経緯でございます。

委員（山本）

将来的に、他の漁業種類においても、違反が多いような場合には漁業者側からでなく、県の方から同じような措置を考えていくのか

	どうかお聞きしたい。
水産振興監	<p>考えなければならないと思っております。</p> <p>現在、資源管理強化のため、違反操業を撲滅するということで、大中型まき網漁業などのように、衛星を使って水産庁に直接情報が入るような装置を付けて操業を許可しています。県としましては、今すぐにというわけではないですが、違反が頻発すれば、そのようなことも視野に入れなければと考えております。</p>
委員（山本）	<p>漁業者の側からいうと、例えば外底の場合、スイッチが切ってあれば違反と見なすと聞いたが、厳しくなるという方向ですか。</p>
水産課（大橋）	<p>許可証にそのような条件を付されるので、その場合違反ということになります。</p>
委員（山本）	<p>チェック機能はどうするんですか。</p> <p>あゆち丸などはそういう装備があるんですか。</p>
水産課（大橋）	<p>あゆち丸にもAISが付いておりで、スマホでもチェック出来ます。</p>
委員（山本）	<p>漁師がなんで個人情報である俺の位置を出さないといけないんだと言った場合、どう対処しますか。</p>
水産振興監	<p>漁業は個人情報ではなく、営業情報です。</p>
委員（山本）	<p>外底協会は今回の件を了解していますね。</p>
水産課（大橋）	<p>今回、事前に役員会に説明して了解しています。</p>

委員（長谷川）	制度について教えてください。今回違反があったので許可の条件を付けるという方向だと思うのですが、違反があったら許可を取り消すということもあり得るんですか。
水産課（大橋）	制度として、違反を重ねると許可を取り消すこともあります。
委員（長谷川）	許可に条件を付けるのか、取り消すのかは、ヒアリングなどで違反の事実などを勘案して、県の方で方針を決めるということですか。
水産課（大橋）	処分方針が決まっておりますので、その方針に則り、判断基準に照らし合わせて、所定の手続きを経て決めていきます。
会長（山下）	よろしいですか。 他に質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	(異議無し)
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「渥美外海板びき網漁業許可の条件の付加について」は原案どおり適当と認めることといたします。
	次に、第5号議案の「区画漁業に関する委員会指示について」事

	<p>務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、第5号議案「区画漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料3ページを御覧ください。</p> <p>こちらが現在発動中の委員会指示でございます。</p> <p>区画漁業に関する委員会指示につきましては、のり養殖等の施設が漁業時期終了後もそのまま放置された場合、漁場利用や航行の安全確保において問題が生じる可能性があることから発動しているものであります。</p> <p>今回、この委員会指示は令和5年8月31日に指示の有効期限を迎えます。</p> <p>9月1日に漁業権が切り替わりますが、今後も委員会指示を継続して、漁場の適切な利用、航行の安全確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p> <p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和5年9月1日から令和6年8月31日まで1年間更新するものです。それでは、指示案を朗読させていただきます。</p> <p><b>「指示案朗読」</b></p> <p>本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は8月29日を予定しております。</p> <p>なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行い、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしくお願ひいたします。</p>
--	--

会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等ございますか。
	質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多數）	(異議無し)
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「区画漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。
	以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これをもちまして第18回委員会を終了します。 委員の皆様方、お疲れ様でした。

議長

委員

委員

